

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第307号)

平成16年5月25日

横情審答申第307号

平成16年5月25日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年9月12日道泉土第214号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「泉土木事務所が行なった泉区白百合3丁目10-2、-3、-10、-9、
-8、13-22、-19、-23、14-11、-10 道路払下げに関する書類」の
非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「泉土木事務所が行なった泉区白百合3丁目10-2、-3、-10、-9、-8、13-22、-19、-23、14-11、-10 道路払下げに関する書類」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「泉土木事務所が行なった泉区白百合3丁目10-2、-3、-10、-9、-8、13-22、-19、-23、14-11、-10 道路払下げに関する書類」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年6月20日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

異議申立人（以下「申立人」という。）は、「泉区白百合3丁目10-2、-3、-10、-9、-8、13-22、-19、-23、14-11、-10」における道路払下げに係る書類を請求しているが、請求者が特定した場所では払下げをした事実はなく、請求に関する行政文書を作成し、又は取得していないため、条例第10条第2項により、非開示とした。

なお、道路を廃止した事実がないことについては道路局路政課に、また、払下げをした事実がないことは財政局管財課に、それぞれ確認済みであるとともに、当該場所の登記簿からも払下げをした事実のないことが確認できる。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書を非開示とした決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 開示請求した情報の全部開示を求める。
- (2) 防衛庁からの道路寄付願書（S50.12.27）を20数年間にわたり隠匿していた経緯があり、今度も非開示としているが、永久に事実を隠すことはできない。
- (3) 昭和50年に、防衛庁・市・法務局の3者が悪意を持って共謀して不動産の侵害を

行った。

- (4) 元道路局長、元市長は、法の改正により情報開示された後も返還しない。
道路法・測量法・建築基準法に準拠し、道路台帳の誤りを訂正してほしい。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、「泉土木事務所が行なった泉区白百合3丁目 10 - 2、 - 3、 - 10、 - 9、 - 8、13 - 22、 - 19、 - 23、14 - 11、 - 10 道路払下げに関する書類」である。

(2) 廃道路敷の払下げ事務について

道路の用途廃止手続きは道路局路政課が行い、財政局財産運用課（本件処分時は財政局管財課）が道路の払下げ事務を行う。道路の用途廃止について、市会の議決を経て告示をしたのち、道路局長から財政局長あてに当該道路の払下げについての依頼がなされ、当該依頼を受けて、財政局財産運用課において払下げの事務が進められる。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書については、請求者が特定した場所においては道路の払下げをした事実はなく、請求に係る行政文書を作成し、又は取得していないため、非開示にしたとしている。

イ そこで、当審査会では、本件申立文書の存在について調査するため、平成16年4月9日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、実施機関の説明は、次のとおりであった。

(ア) 道路の払下げについては、道路払下げの窓口である道路局路政課において、申立人が特定した場所で道路が廃止された事実のないことを確認している。

(イ) また、普通財産として横浜市の用地が払い下げられた事実の有無を財政局管財課で確認したが、用地払下げの事実も認められなかった。

(ウ) さらに、申立人が特定した宅地部分の登記の履歴を、登記簿謄本により調査したが、道路払下げの事実は認められなかった。

ウ 当審査会が、前記イの事情聴取を踏まえて検討したところ、申立人が特定した範囲の道路について、廃止及び払下げの事実がないこと並びに登記簿謄本から道路払下げの事実がないことを確認していることから、本件申立文書を作成も取得もしておらず保有していないとする実施機関の説明に、特段不合理な点を認めることはできなかった。

また、当審査会においても、申立人が特定した宅地部分の道路払下げの事実の有無を確認するため、財政局財産運用課で保有する「廃道水路敷台帳」（第1種・永年保存）の昭和39年度から平成14年度までの部分を調査するとともに、実施機関が保有する申立人が特定した宅地部分の公図の写し及び登記簿謄本等を見分したが、その事実は認められなかった。

なお、申立人が意見書に申立人宅に接する道路の距離を示す道路台帳の訂正を求める資料等を添付しているが、いずれも本件開示請求との関連性は認められず、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第10条第2項に該当するため、非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年9月12日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年9月27日 (第279回審査会)	・諮問の報告
平成14年10月16日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年3月23日 (第32回第二部会)	・審議
平成16年4月9日 (第33回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成16年4月28日 (第34回第二部会)	・審議